

学校危機管理 マニュアル



令和8年度

津幡町立英田小学校

目 次

1	意 義	1
2	目 的	1
3	緊急時の対応	2
4	事故発生時の救急および緊急連絡体制	3
5	危機対応の組織化	4
6	点検項目による定期的点検	5
7	当面の具体的な対策	5

*危機対応マニュアル

1	事故発生時の対応	6
2	疾病児童の措置	9
3	感染症発生時の対応	10
4	給食時の異常発生時の対応	11
5	熱中症の対応	13
6	防災計画（1）基本と自衛防災組織	14
7	防災計画（2）火災発生時の対応	15
8	防災計画（3）地震発生時の対応	16
9	防災計画（4）津波、水害等の対応	17
10	防災計画（5）台風、大雪等の対応	18
11	防災計画（6）Jアラートによる情報伝達時の対応	18
12	校内不審者への対応	19
13	校外不審者への対応	20
14	クマ出没時の対応	21

学校危機管理マニュアル

〈構成〉

- 1 意義
 - 2 目的
 - 3 緊急時の対応
 - 4 事故発生時の救急および緊急連絡体制
 - 5 危機対応の組織化
 - 6 点検項目による定期的点検
 - 7 当面の具体的な対策
- *危機対応マニュアル
*資料（避難経路）

1 意義

学校は子どもが安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。しかし、学校の安全を脅かす危機はどの学校においても起こる可能性があり、危機には現実的には避けることのできないものがある。この認識のもとに、学校危機に対する事前の予防や対応策等の備えをすることにより、その被害ないし被災を最小限に止めることが必要である。

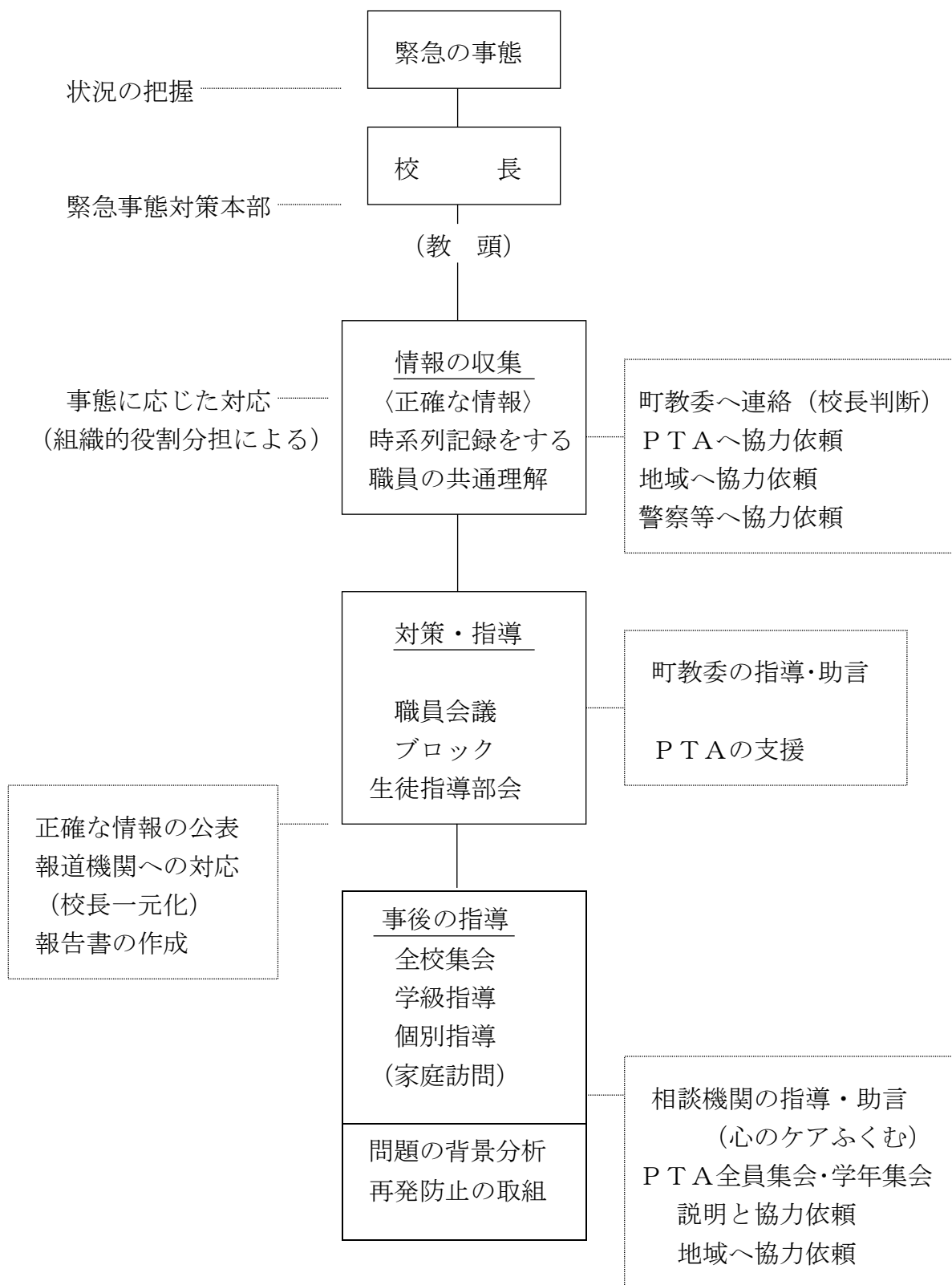
危機管理とは、「人々が生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」と定義されている。

学校危機に対応するにあたって、職員は、研修や訓練等により実態に応じた実践的力を高めていかねばならない。その取組は、安全教育を通じた「生きる力の育成」という教育課題と深く結びついている。このことから、危機管理対策をより実効性のあるものにしていく過程に、優れた教育的意義があるといえる。

2 目的

- (1) 子どもと教職員の心と体、生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の教育組織とその運営を可能な限り正常に保つ。
- (3) 安全という側面から、子ども、教職員、保護者、地域の人たちとの相互の信頼関係を維持し、その発展向上を図る。
- (4) 危機はひとつの試練であるが、教育的な視点から事態に対処し、その体験と教訓を学校教育に組み込み、生かすように努める。

3 緊急時の対応



* 慎重に すばやく 誠意をもって 組織的対応をすること

- ① 正確な事実の把握に努める
- ② 教育委員会等の関係機関の指導・助言を受ける
- ③ 人権に配慮し、正確な事実を状況に応じて公表する
- ④ 保護者・地域・その他関係機関の協力を得て、心のケアと再発防止に努める

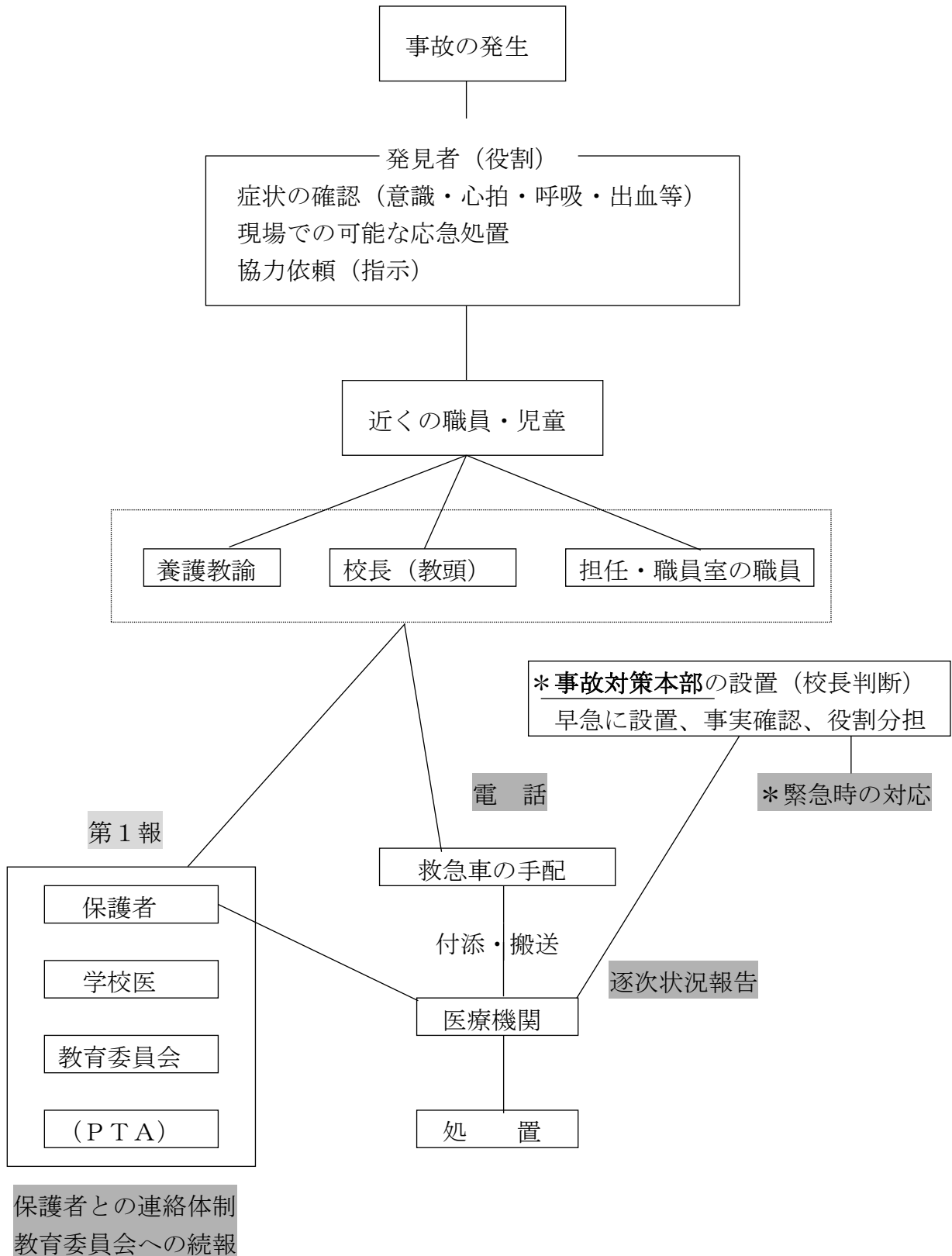
4 事故発生時の救急および緊急連絡体制

三大原則

- ① 生命維持最優先（救急処置）
- ② 冷静で的確な判断と指示（校長）
- ③ 迅速で正確な連絡

緊急対応例

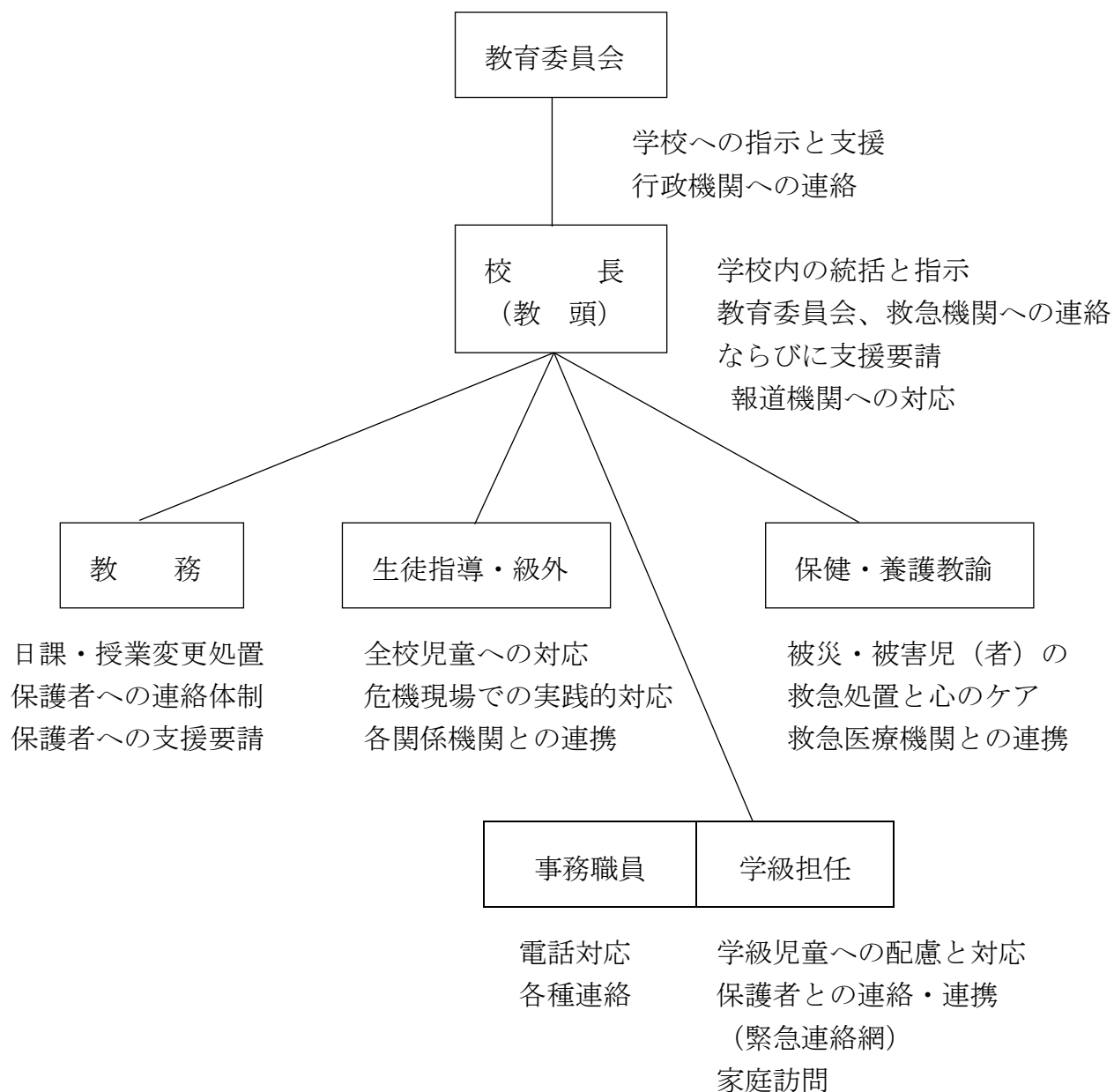
交通事故・大きなけが・火事
水難事故・感染症



5 危機対応の組織化

*校務分掌の連携等によって、危機に適切に対応するための組織化を図っておく

危機対応の組織と役割



6 点検項目による定期点検

- * 児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目例に基づき、定期的に行う。
- * 問題点や改善点があった時には、校長に報告し、すみやかに対処する。
- * 点検活動により、職員の安全管理意識の向上を図る。

7 当面の具体的な対策

(1) 事故・事件の未然防止対策

- ① 日頃から、児童や学校環境について、安全面での実態の把握に努める
- ② 日常的に児童への健康・安全指導、道徳指導、生徒指導を行う
- ③ 職員自身の事故・事件にかかわる意識を高め、予測や対応の資質を養う
- ④ 家庭・地域との連携による指導に努める

(2) ハード面での対策

- ① 不法侵入への対応（報知器、看板等の設置）
- ② 校内放送（緊急集会を開く）＝避難態勢（先生の指示に従って・・・）
- ③ 通報（職員室へ）
- ④ 火災報知器（事後復旧をさせること）

(3) ソフト面での対策

- ① 来校者にはインターフォンで「用件・氏名」を名乗ってから職員室へ
- ② 来校者は玄関で「氏名・社名」を来校者名簿に記録してもらう
- ③ 危機状況を想定し、実際的な対応を考えておき、可能な訓練を実施する
例 緊急時→「緊急集会を開く（＝避難態勢）→早急に事態の把握
→ 退避、避難
- ④ 地域の方々に、児童の安全への関心を高めてもらい、あわせて防災・防犯という面から、学校安全協力員として、状況に合わせて支援を依頼する
(例) こども110番の家 区長 警察署 民生児童委員
交通安全推進隊 PTA役員

事故発生時の対応

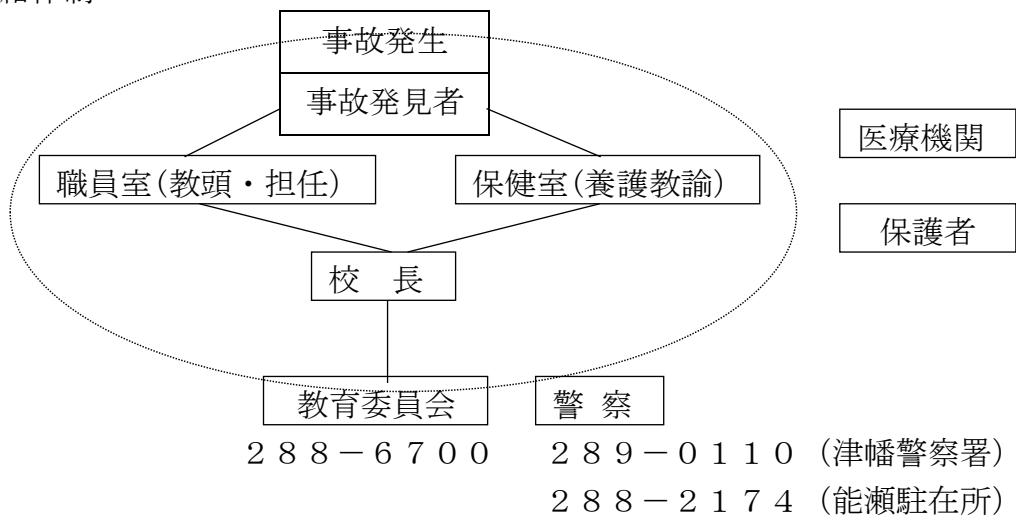
1 基本事項

- (1) 学校の救急処置は、次の2つに限定される。
 - ①医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当であること
 - ②一般医療の対象とならない軽微の応急手当であること
- (2) 事故の原因については、担任が家庭との連絡を十分にとる。
- (3) 事故状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。
- (4) 報道機関への窓口は一元化し、保護者には事実に基づく正確な情報を伝える。

2 医療機関へ引き渡すまでの流れ

- (1) 校長に報告したうえで、児童の保護者に連絡をする。
- (2) 医師の在院を確かめ、負傷者の状況を簡単に説明してから医療機関へ輸送する
事故の状況によっては、直ちに救急車の手配をする。
- (3) 保健調査票を持ち、該当児童に伴い直ちにタクシーで医療機関へ移送する。

3 事故の連絡体制

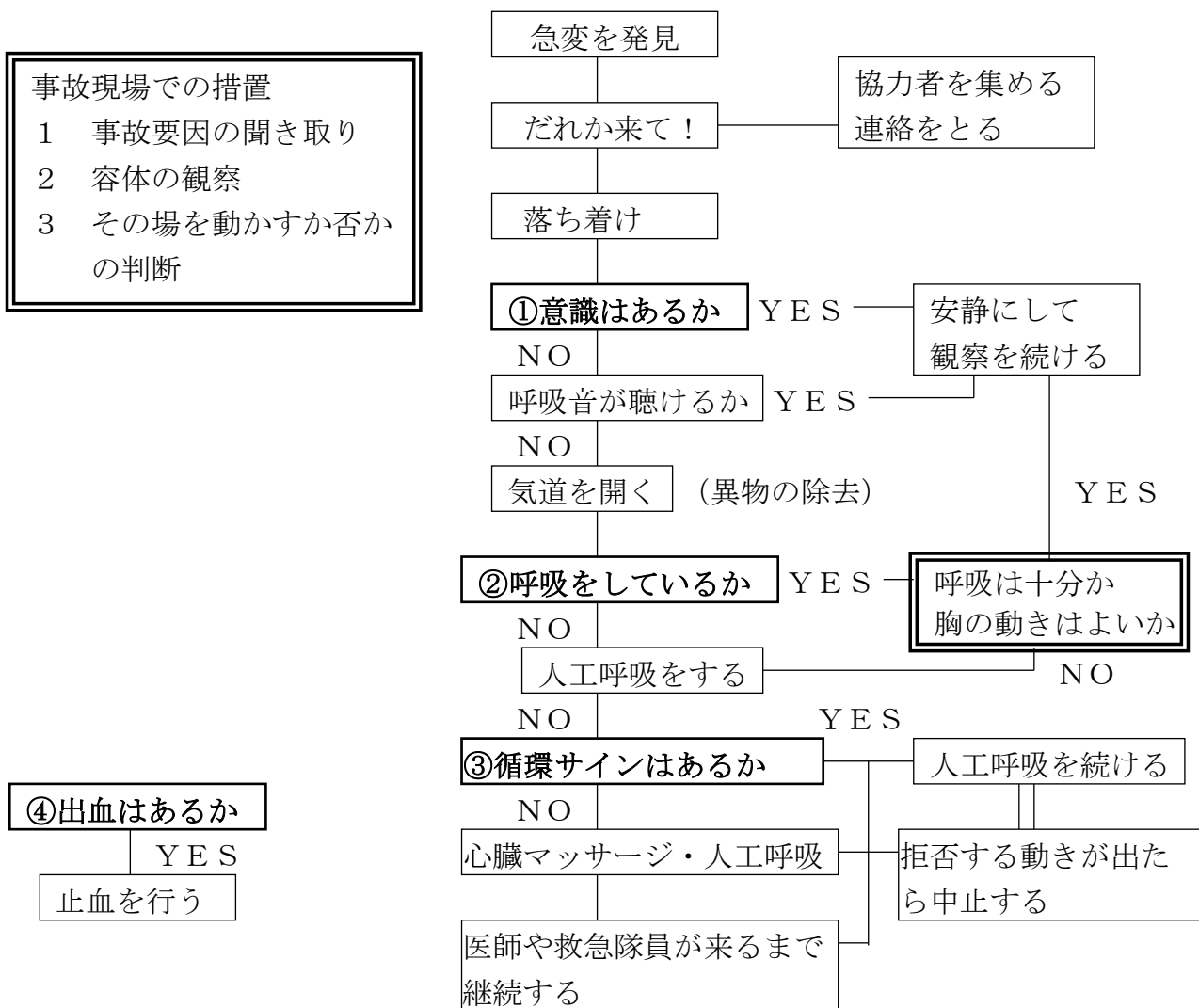


※養護教諭が不在の時は、教頭・校長が対応にあたる。

あがた内科 (学校医) 254-6665	きじまあたまのクリニック 289-7430	
つだ歯科 (学校歯科医) 283-5582	山田耳鼻咽喉科医院 288-2084	
うえしま整形外科 289-2236	たにぐち整形外科クリニック 289-0011	
まきの皮ふ科 288-2095	いこま眼科 289-4175	たなべ眼科 289-6340
金沢医科大学病院 286-3511	石川県立中央病院 237-8211	河北中央病院 289-2117
津幡交通 289-3145	おやどタクシー 289-2141	

- 4 関連法規 ○日本スポーツ振興センター法 ○地方公務員法29条 (職務専念義務)
○国家賠償法1条、2条

*参考資料（応急処置の手順）子ども第一の対応をし、事故の状況を的確に把握しておく



① 意識の有無を確認

ア 大きな声で呼びかける イ 頬を強くたたく ウ 手足をつねる
*時間的変化の記録をとり、医師へ報告する

② 呼吸の有無を確認

ア 胸が上下しているかどうか イ 鼻や口に自分の手のひらを近づけて息を診る
*顔面蒼白、唇のチアノーゼがみられたら、ただちに人工呼吸を行う

③ 心臓の鼓動の確認

ア 手首（親指のつけ根）に指先を強く当てて、脈を診る
イ 首筋（のどぼとけの脇）で脈を診る ウ 胸に手や耳を当てて、心音を聞く

④ 出血の有無を確認

ア 出血部位を確認する イ 吹き出すような出血かどうか（動脈性、静脈性）
ウ 動脈指圧止血か圧迫包帯止血をする

救急車要請

《救急車要請基準》

意識喪失・心臓停止・ショック症状(蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等)・
持続するけいれん・多量の出血・骨の変形・大きな開放創・広範囲の火傷など

おちついて 119番

「救急車をお願いします。」

	連絡事項	例
1	火事か救急か	救急です
2	学校名 所在地	津幡町立英田小学校 津幡町能瀬井36番地 288-8533
3	事故発生の時間 人数、性別 事故の状態・容態	●年生の(男・女)●名 いつ、どこで、どうなったか簡潔に伝える (意識・呼吸・脈拍・出血)
4	応急手当の指示	救急車到着まで何をしたらいいですか？

- 救急車到着までの観察事項、手当、時刻を記録しておき救急隊員に伝える。
- 外に出て、校門付近から現場まで救急車の誘導をする。
- 他の児童が動揺しないように配慮する。

【救急車に同乗する場合の持ち物】

保健連絡票(保健室内)、携帯電話、お金、メモ帳、筆記用具など

疾病児童の措置

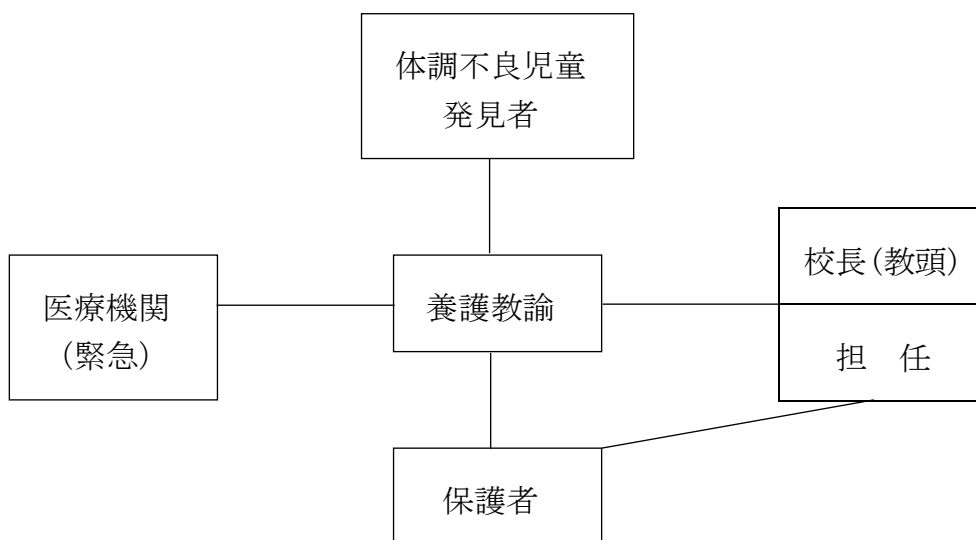
1 基本事項

- (1) 登校前の体温が37度以上ある時は、登校を見合わせる。
- (2) 登校後に体温が37.5度以上になった場合は、早退させて保護者のもとでの健康管理とする。
- (3) 医師の診断を妨げるような措置は避ける。特に、投薬などは学校医から指示された必要かつやむをえないものに限る。
- (4) 容体が急変し緊急を要する場合は、「事故の連絡体制」に従って、医療機関へ移送する。

2 疾病児童の措置

- (1) 登校後に体調が悪くなった場合、養護教諭の判断に従い、速やかに安全で状況に応じた適切な措置をとるとともに、校長に報告をする。また、必要に応じて校長の判断を依頼する。
- (2) 保護者へ委ねる場合には迎えを依頼するが、やむをえない場合は、養護教諭か担任がタクシーで送る。
- (3) 保健室の休養ベッドの利用は、観察を要す児童に限るとともに短時間とする。

3 連絡体制



感染症発生時の対応

1 基本事項

(1) 感染症の種類

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
- 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑等）

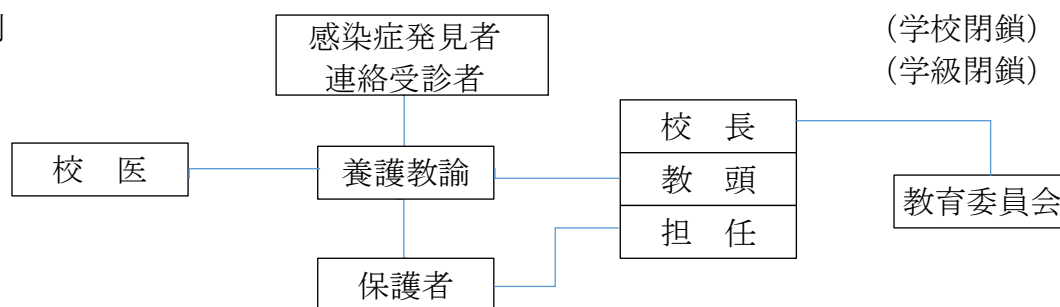
(2) 出席停止とその解除は、医師の指示に従う。

(3) 発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡をとり、善処する。

2 発見時（連絡を受けたとき）の措置

- (1) 発見者や保護者から連絡を受けた時は、速やかに養護教諭に報告する。
- (2) 養護教諭は校長に報告し、必要に応じて校医に連絡をする。
- (3) 流行の兆しが見られるときは、欠席の状況を職員室に掲示し、児童には換気や手洗い、うがい等の必要な措置をとる。
- (4) 欠席者が15%以上になった場合、校医や市教育委員会と相談し、学校閉鎖や学級閉鎖、日課変更を検討する。

3 連絡体制



- ### 4 関連法令
- 学校保健安全法 19条（出席停止）、20条（臨時休業） 学校保健安全法施行規則 18条（感染症の種類）、19条（出席停止の期間の基準）

給食時の異常発生への対応

1 基本事項

- (1) 異臭、腐敗、異物混入等、万一にそなえて検食をする。検食は、児童の摂食開始時間の30分前までに行い、食品の異常や安全を十分に確認し、時間及びその結果を検食簿に記録し、保存する。
- (2) 検食は、校長等、検食責任者が複数で行う。
- (3) 欠席者の給食は、衛生面を考慮して、届けることはしない。
- (4) 異常発生があった場合、報道機関への窓口は校長に一元化し、保護者には正確な情報を伝える。その際にはプライバシー等の人権に十分配慮する。

2 食中毒発生時の措置

- (1) 校長は、食中毒の疑いがあるときは直ちに学校医、市教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生の事実、児童の健康調査、検便など各種調査への協力依頼などを、学級担任を通じて速やかに連絡する。
- (2) 保健所等の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休業、消毒その他の事後措置の計画を立てる。

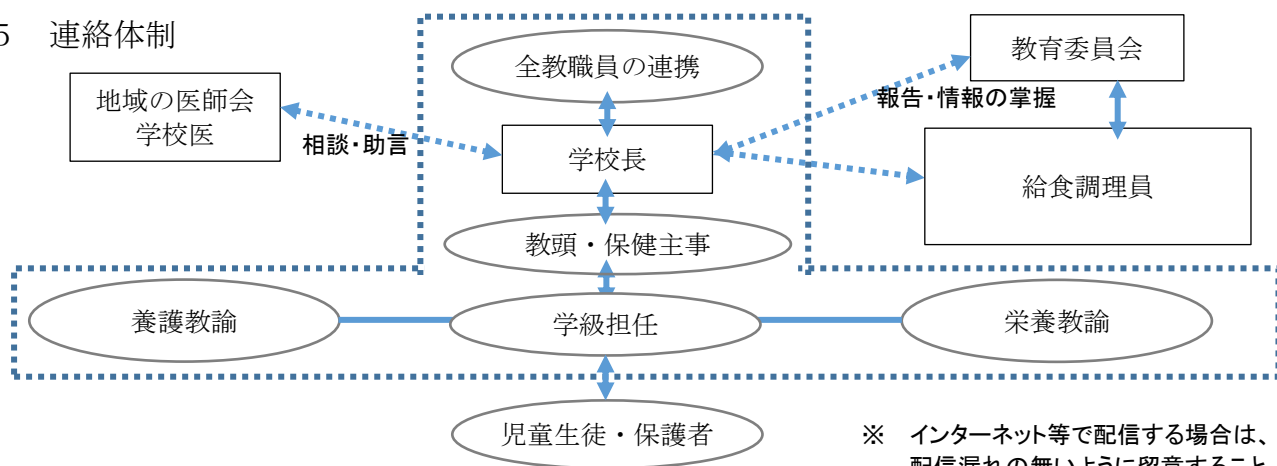
3 異物混入時の措置

教室・ランチルームで異物が発見された場合は、直ちに給食を停止し、現物を保管した上で校長等に報告する。異常があると判断した場合は、給食室、教育委員会に連絡し、対応の協議を行う。保護者に対しては、異物混入発生の事実を速やかに伝え、児童の健康調査の協力を依頼する。

4 食物アレルギー反応発生時の措置

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づいて対応する。(次頁参照)

5 連絡体制



6 関連法令

学校給食衛生管理基準(H21.4.1) 学校給食における食物アレルギー対応指針(H27.3)

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

年 組 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

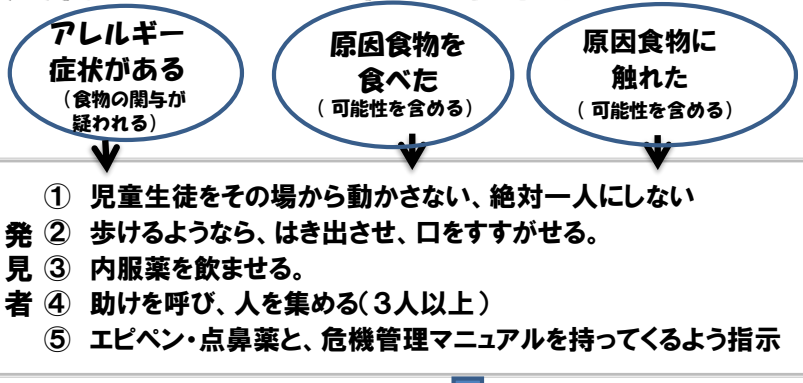
注意すべき症状

・内服薬 () ・エピペン
・アドレナリン点鼻薬

保護者連絡先

① (:)
② (:)

緊急時搬送医療機関



症状の緊急性チェック (5分以内に判断)

緊急を要する症状

全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈がふれにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強いお腹の痛み (がまんできない痛み) <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける
顔目口鼻	<p>1つでもあてはまる症状がある場合</p>
皮膚	

食物を摂取(接触)した時刻	時 分
観察を開始した時刻	時 分
内服した時刻	時 分
エピペン・点鼻薬使用時刻	時 分

注意を要する症状

<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳
<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢
<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ
<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤

◆ 5分毎に、観察、記録。

◆ 緊急を要する症状が、一つでもあれば、エピペンやアドレナリン点鼻薬を使用する。

◆ いずれの場合必ず保護者に連絡をする。

◆ 当該児童対応、連絡、通報、記録など、管理職が役割分担

観察を要する症状

<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み <input type="checkbox"/> 吐き気
<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

- 1つでもあてはまる場合
- ① ただちにエピペンを使用する
 - ② 救急車を要請する(119通報)
 - ③ 呼吸がない 反応がない場合
心肺蘇生法 AEDの措置
心肺蘇生
開始時間 時 分
AED
開始時間 時 分
 - ④ その場で安静に保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
 - ⑤ その場で救急隊を待つ
 - ⑥ 可能なら内服薬を飲ませる

ただちに救急車で医療機関へ搬送

- 1つでもあてはまる場合
- ① 内服薬を飲ませ、エピペンやアドレナリン点鼻薬を準備する
 - ② 速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
 - ③ 安静にできる場所に移動
 - ④ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、緊急を要する症状が出現した場合、エピペンやアドレナリン点鼻薬を使用する

速やかに医療機関を受診

- 1つでもあてはまる場合
- ① 内服薬を飲ませる
 - ② 安静にできる場所に移動
 - ③ 少なくとも1時間は5分毎に症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は、医療機関を受診する

安静にし注意深く経過観察

ぐったり、意識もうろうの場合

仰向けにし、足を高くする

吐き気・おう吐がある場合

体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合

上半身を起し、後ろに寄りかからせる

安静を保つ体位

※ 上記の症状がでたら、保護者の到着を待たず、校長の判断のもとにエピペンやアドレナリン点鼻薬を使用する

熱中症の対応

1 基本事項

(1) 熱中症発生の要因

【環境】 気温・湿度の高さ、直射日光、風の有無、急激な気温上昇

【主体】 体力、体格の個人差、健康状態、体調、疲労の状態、暑さへの慣れ、衣服の状況など

【運動】 運動の強度、内容、継続時間、水分の補給、休憩の取り方

(2) 熱中症予防の原則

- ① 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行う。
- ② 暑さに徐々に慣らしていく。
- ③ 個人の条件を考慮する。
- ④ 服装に気をつける。
- ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をする。

(3) 指導のポイント

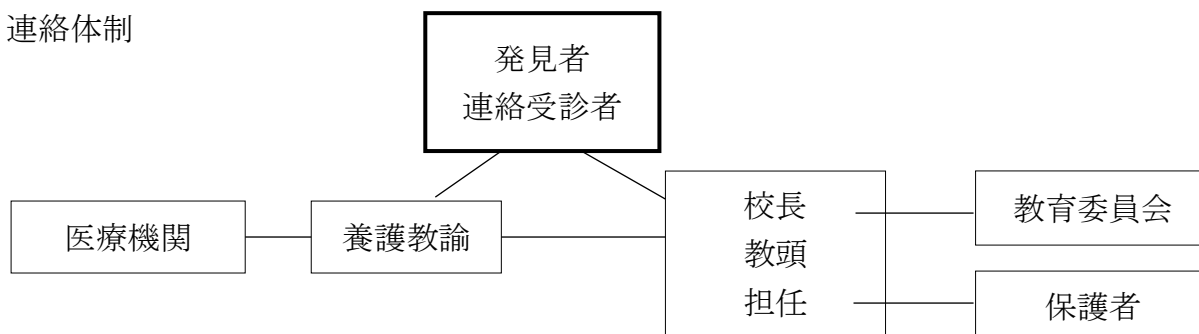
- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ作業を避ける。
- ② 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは帽子をかぶらせできるだけ薄着で行う。
- ③ 屋内外にかかわらず、こまめに水分補給し適宜休憩をとる。
- ④ 児童の運動能力やその日の体調、疲労状態を常に観察し、異常が見られたら速やかに処置をする。
- ⑤ 児童が心身の不調を感じたら申し出て休むように習慣づける。

2 発生時の措置

(1) 熱中症を疑う症状（四肢や腹筋の痙攣、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、頻脈、顔面蒼白、足のもつれなど）が見られる場合は、意識障害の疑い（応答が鈍いなど）があれば、救急隊を要請し、体を冷やす。

(2) 意識障害がない場合は、涼しい場所へ避難させ、水分塩分を補給し体を冷やす。症状が改善しない時は医療機関へ移送し、症状が改善した場合も経過観察する。

3 連絡体制

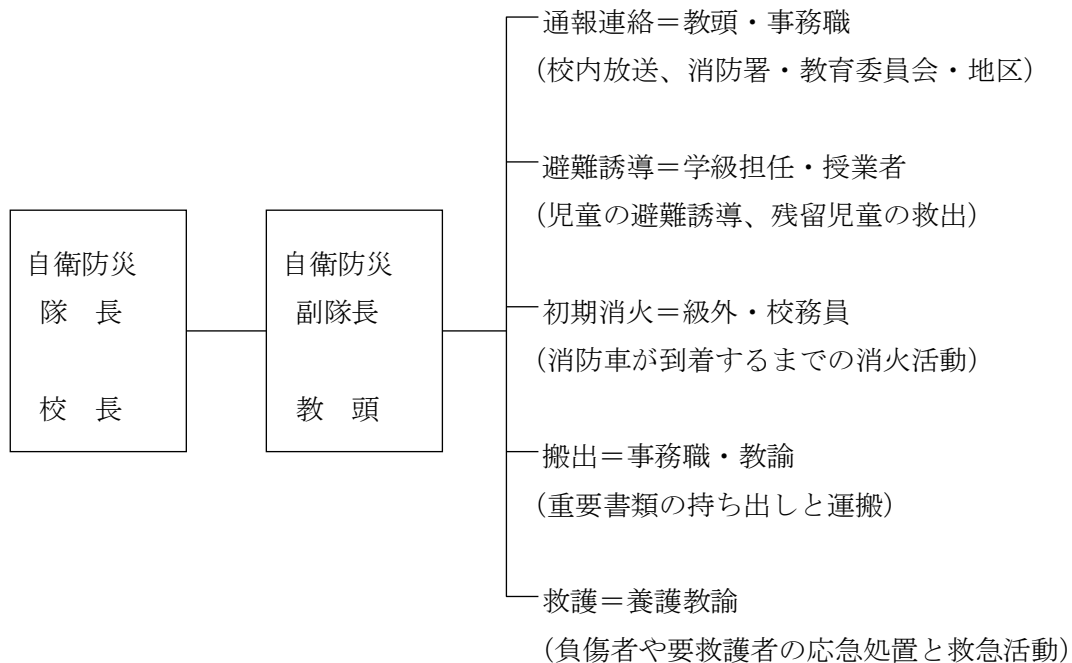


防災計画(1)基本と自衛防災組織

1 基本的な考え

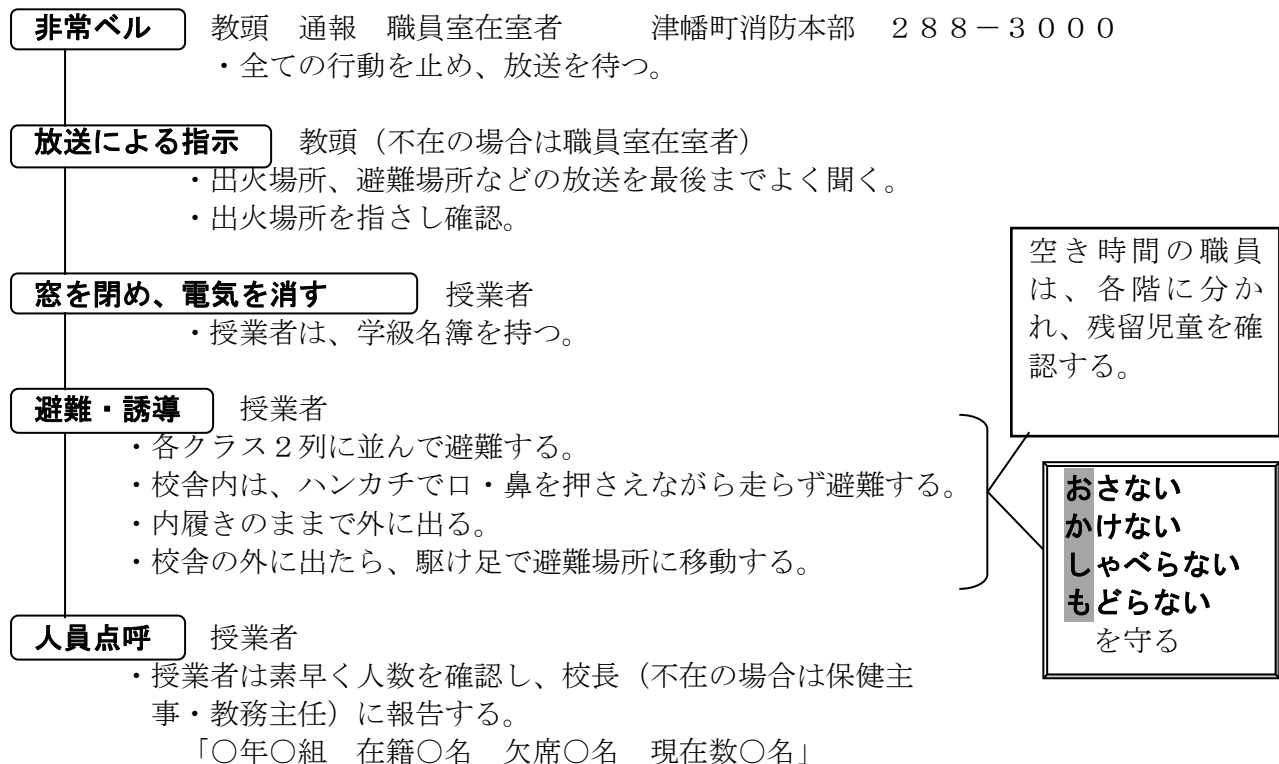
- (1) 児童の安全を第一に考える。
- (2) 平時より避難訓練を実施し、緊急時に対処できるようにしておく。
- (3) 火気使用場所、火気使用設備・器具の点検については、各責任者があたる。
火気取締責任者は、施設管理者と同じとし常に防火施設の保全整備に留意する。
- (4) 防火責任者は校長とする。
- (5) 防火責任者は、常に防火設備、防火器具の整備と保全に留意する。

2 自衛防災組織



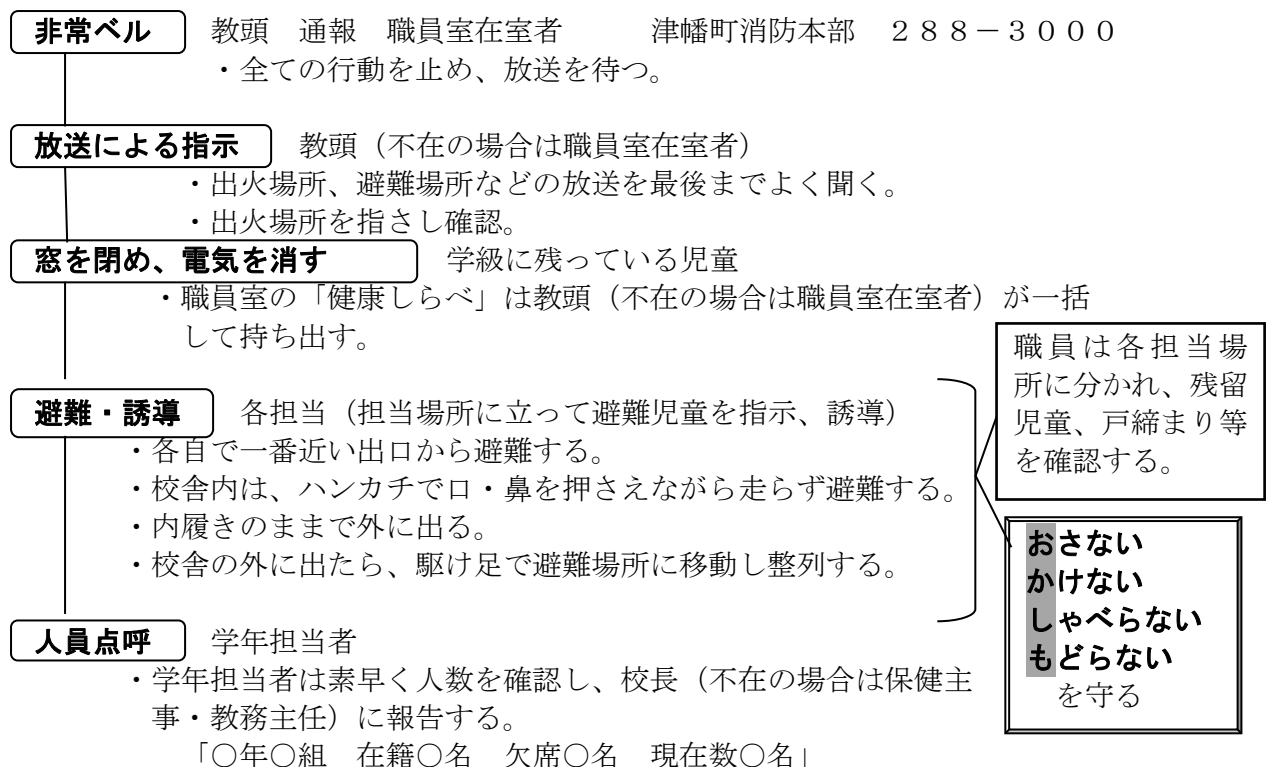
<授業中>

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板前） 第2避難場所：あがたの里



<休憩時間中>

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板前） 第2避難場所：あがたの里



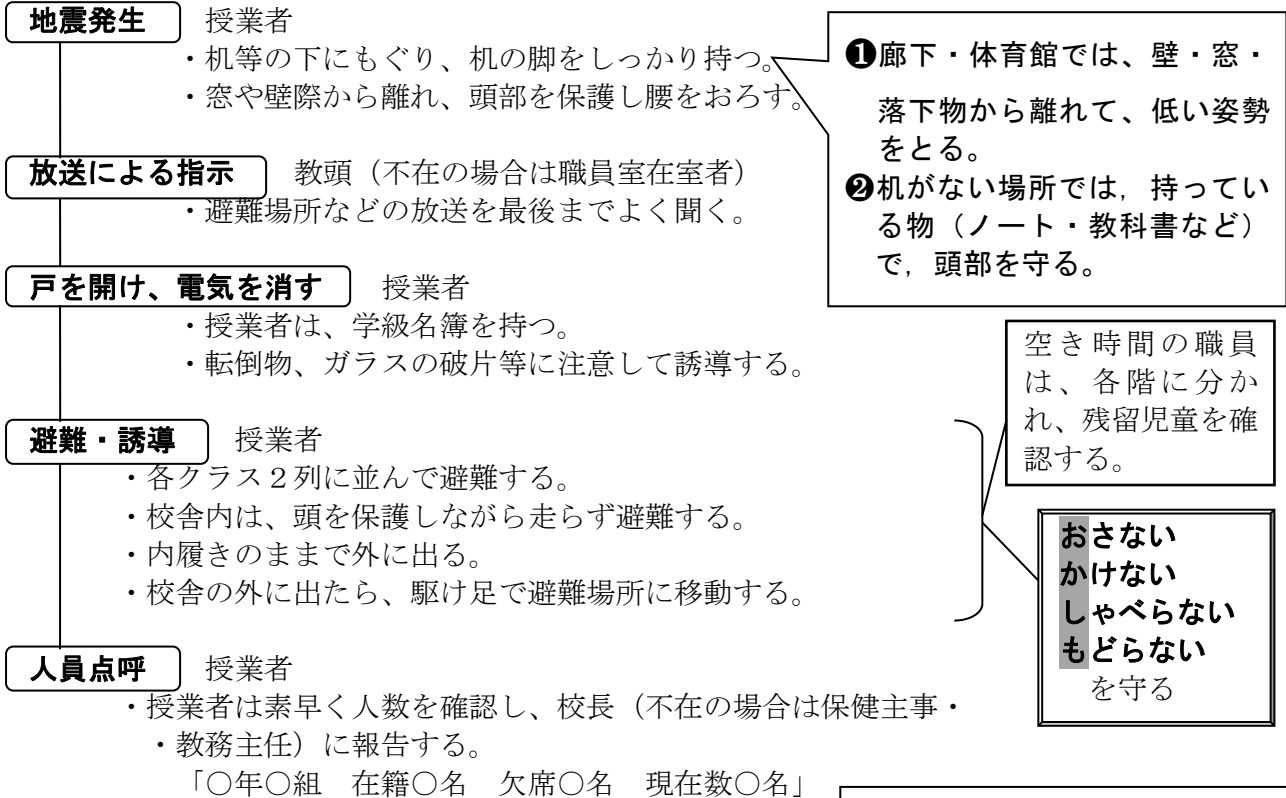
*保護者への引き渡しが必要と判断される火災発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

防災計画(3)地震発生時の対応

＜授業中＞

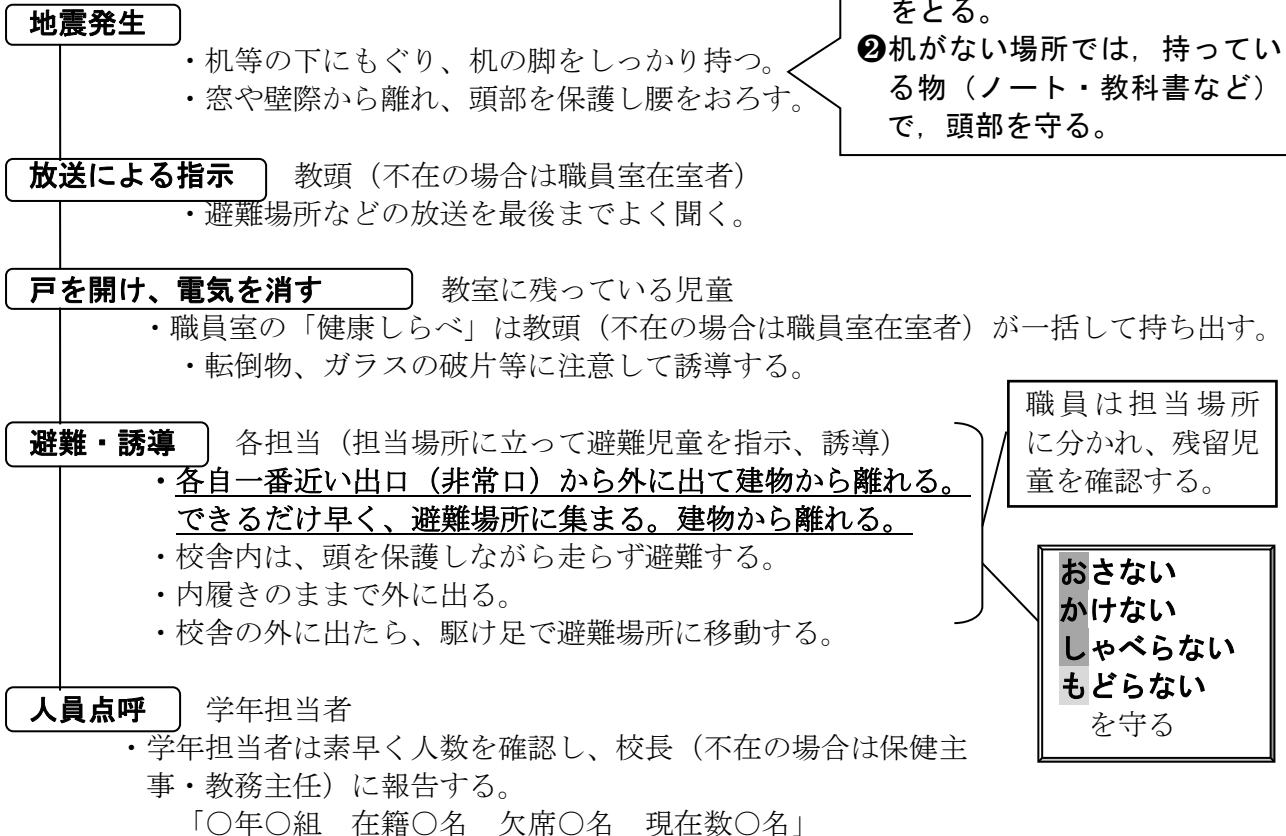
★緊急地震速報や揺れを感じたら、出入り口を開ける

第1避難場所：運動場中央部山側（学年数字板） 第2避難場所：体育館または駐車場



＜休憩時間中＞

避難場所は授業中と同じ



*保護者への引き渡しが必要と判断される地震発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

防災計画(4)津波、水害等の対応

本校は海拔 14.8mに位置し、近隣施設中最も高い。従って、原則として学校待機とする。
第1避難場所：学校 第2避難場所：森林公園能瀬口林道

地震発生

- ・机等の下にもぐり、机の脚をしっかり持つ。
- ・窓や壁際から離れ、頭部を保護し腰をおろす。

放送による指示

教頭（不在の場合は職員室在室者）
・避難場所などの放送を最後までよく聞く。

窓を閉め、電気を消す

授業者または、教室に残っている児童
・授業者は、学級名簿を持つ。

情報収集

教頭（不在の場合は職員室在室者）

- ・テレビやラジオ、インターネット、町防災情報等により津波に関する情報を収集する。
- ・津波への避難場所、避難経路を決定する。

避難・誘導

各担当（担当場所に立って避難児童を指示、誘導）

- ・職員室の出席簿は教頭（不在の場合は職員室在室者）が一括して持ち出す。
- ・転倒物、ガラスの破片等に注意して誘導する。
- ・各自一番近い出口から避難する。
- ・内履きのままで外に出る。
- ・校舎の外に出たら、駆け足で避難場所（運動場）に移動する。

空き時間の職員は、各階に分かれ、残留児童を確認する。

おさない
かけない
しゃべらない
もどらない
を守る

人員点呼

学年担当者

- ・学年担当者は素早く人数を確認し、校長（不在の場合は保健主事・教務主任）に報告する。
「〇年〇組 在籍〇名 欠席〇名 現在数〇名」

避難後

- ・負傷者の状況確認をする。
- ・負傷者の状況によって、救急車の出動を要請したり保護者へ連絡したり、養護教諭によって応急処置を行う。

避難解除・津波注意報解除後の対応

- ・児童の心理的動揺を落ち着かせ、集団下校等を行う。
- ・場合によっては、保護者への連絡をする。
- ・学校施設・設備の点検を行い、安全が確保できない場合は、立ち入りを禁止する措置をとる。

*保護者への引き渡しが必要と判断される津波発生の場合は、引き渡しマニュアルに従い引き渡す。

防災計画(5)台風、大雪等の対応

台風接近や大雪警報発令時

- ・情報を迅速かつ的確に把握し、授業打ち切りや集団下校などの処置をとる。
- ・町教育委員会に連絡し、その指導を受けたり、他の学校と連絡を取ったり、連携しながら校長が判断する。

集団下校または臨時休業

〈集団下校〉

- ・全校集会などで、児童に対して現況を知らせ、適切な対応や行動についての指導を行う。
- ・集団下校では、担当教師が引率する。

〈臨時休業〉

- ・緊急の場合は、テトルで保護者に連絡をする。
- ・休業中の場合も使い、児童の様子を確かめるとともに、今後の対応や行動の指示をする。
- ・臨時休業の間、担任は児童の様子把握に努めるとともに、状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- ・緊急連絡ができない状況においても各家庭の判断で安全第一を考えての行動をとるように確認しておく。

防災計画(6)Jアラートによる情報伝達時の対応

★自治体、関係機関（警察、消防等）と連携を図り、情報共有しながら対応する

Jアラートによる情報伝達時

教頭（不在の場合は職員室在室者）

- ・すぐに緊急校内放送で知らせる。
「Jアラートによるミサイル発射情報が伝達されました。姿勢を低くし、頭を守りなさい。」

避難行動の実施

授業者

- ・行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」を児童に指示。
- ・教室等のすべての窓やカーテンを閉め、換気扇を止める。

避難後

授業者 教頭

- ・授業者は、児童の把握に努める。
- ・教頭はテトルで保護者に状況を知らせ、必要な場合は児童の引き渡しを行う。

※ 児童の避難方法（行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」）

(1) 学校にいる場合

【校舎外】

- ・速やかに校舎や近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【校舎内】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・床に伏せたり、机の下にもぐったりし、頭部を守る。

(2) 登下校中の場合

- ・防災無線などの放送をしっかりと聞き、その指示に従う。
- ・学校にいる場合と同様に避難行動をとる。

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 不審者の早期発見

- (1) 職員による計画的な校内巡視を行う。
- (2) 来校者に対して、「何かご用ですか。」といった声かけを行う。
正当な理由がない場合は、退去を求める。
- (3) 不審者である場合はすぐに職員室に連絡し、複数の職員で対応する。
- (4) 児童による職員への通報体制の指導をする。

3 緊急事態発生時の対応

- (1) 退去を求めたのに応じない場合や危害を加える恐れがある場合には、組織的な対応をする。
 - ①職員室へ緊急連絡
 - ②暴力行為の抑止、別室等への隔離
 - ③110番通報、町教育委員会への緊急連絡と支援要請
- (2) 隔離等できない場合は、児童の安全を守るために次のような組織的対応をする。
 - ①平時に共通理解してある役割分担に基づき、安全対策班と児童掌握班に分かれて対応する。
 - ②安全対策班は、防御や不審者の移動阻止に努める。
 - ③「緊急集会をひらきます。〇〇階段は通れません」(＝C態勢)という校内放送を合図にして、児童掌握班は、児童の掌握に努め、待機や避難誘導にあたる。
 - ④負傷者がいる場合には、速やかに119番通報や応急手当を行う。なお、緊急とはいえ、被害者の心理にも十分に配慮をした対応に努める。
 - ⑤対策本部(本部長は校長)を設置、発動し、事後の対応や措置にあたる。
 - ・情報の整理と一元的な提供
 - ・保護者への説明
 - ・心のケア
 - ・教育再開準備と再発防止対策実施
 - ・報告書作成と災害共済手続き

4 日常の配慮事項

- (1) 職員室の机上等に個人情報に関わるような書類を放置しない。(金品も同様)
- (2) 来校者がいる時に、個人や学校の話題や情報については十分に配慮する。

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むとともに、PTA等との具体的な連携を図る。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 安全教育

- (1) 安全教育を行い、安全面での理解を深める。
- (2) 自分たちの近くや通学路にある「子ども110番の家」の場所と、その意味や行動を理解させる。
- (3) 不審者を見かけたら、家の人や学校に連絡するように指導する。いかのおすし

3 連絡を受けたときの対応

- (1) 児童の安全を第一にして、心のケアに配慮した対応に努める。
 - ①児童の状況（何があったのか等）を把握する。

- ア 学年、名前
- イ 何が…わいせつ、声かけ など
- ウ いつ、どこで
- エ 不審者の特徴…性別、年齢、身長、体格、服装 など
- オ 車のナンバー
- カ 誰といたか、後どうしたか

- ②警察や町教育委員会への連絡
- ③近隣の学校へ情報を伝え、適切な対応を求める。
- ④状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。

4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 児童の安全を確保するために、全校や学級で適切な指導を行う。
- (3) 保護者に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。
- (4) 英田小安全委員等に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。

クマ出没時の対応

クマとの遭遇の予防（未然防止）

児童	<input type="checkbox"/> 可能な限り単独行動を避けて登下校する。 <input type="checkbox"/> 音で知らせる。（クマ鈴、笛、空のペットボトル等を携帯し、人の存在を知らせる。） <input type="checkbox"/> 危険な時間帯・場所を回避する。 （クマの活動が活発な早朝や夕方は特に注意。藪や沢沿い等、潜みやすい場所には近づかない。）
学校	<input type="checkbox"/> クマの誘引物を除去する。 （ゴミの集積所には鍵をかけ蓋を閉める等。敷地内の実のなる木を適切に管理、必要に応じて伐採。） <input type="checkbox"/> 見通しを確保する。 （校舎周辺の雑草を刈り払い、見通しを良くしてクマの隠れ場所をなくす。）

クマが出没した際の緊急対応

- （1）学校付近に出没した場合 ※学校敷地内や通学路を含む
- （2）学校からは離れているが、人的な被害が発生し、その発生場所と河川等（クマの移動想定ルート）でつながっている場合

登下校時	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有・対応協議 <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時刻の変更や臨時休業措置の判断 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ※（3）緊急連絡フロー参照 <input type="checkbox"/> 通学時の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・警察へのパトロールの依頼 <input type="checkbox"/> 保護者及び児童への連絡（緊急メール等） <ul style="list-style-type: none"> ・出没情報の正確な伝達（目撃した場所や、クマの頭数、大きさ等） ・登下校時の具体的な注意事項を伝達（複数で行動、音を出す等） ・必要に応じて引き渡しや付き添い、見守り等の依頼
在校時	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有・対応協議 <ul style="list-style-type: none"> ・授業時間の短縮や放課後活動の切り上げ等 <input type="checkbox"/> 児童の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の所在確認 ・屋内退避、校舎一階の施錠（必要に応じて窓も施錠） ・屋外での活動制限（体育、休み時間等） <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ※（3）緊急連絡フロー参照 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 ※登下校時と同様の対応
継続対応	<input type="checkbox"/> 職員間の情報共有 <input type="checkbox"/> 保護者及び児童への連絡（緊急メール等） <ul style="list-style-type: none"> ・最新情報の更新 ・翌日の登下校方法 ・休日等屋外での過ごし方の指導 <input type="checkbox"/> 学校での環境整備と誘引物除去（ゴミ管理、校内外の点検、草刈り等） ※安全が確保されるまで上記の対応を継続する。

- （3）校外での活動場所に出没した場合
 →該当場所での活動は原則中止。人命を最優先に考慮して判断する。

学校付近にクマが出没した場合の緊急連絡フローチャート

